

1 事業名 S A N B E 親子合宿 ～生命の絆～

2 必要性

青少年育成施策大綱では、「非行少年が地域社会で立ち直り、再び非行を犯さないようにするため、多様な活動の機会や場所作りなど、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携しつつ多様な立ち直りの支援を行う取り組みを推進する」ことが提言されている。また、保護観察中の少年等に自然体験活動への参加を促進することや、関係機関による家族関係の調整や、保護者の再教育のための取り組みを強化することの必要性も提言されている。青少年の健全育成を目的に掲げる国立青少年教育施設は広く関係機関と連携し、この問題に先進的に取り組む必要がある。

3 趣 旨

家庭裁判所で試験観察中の青少年とその家族に、親子合宿形式での自然体験活動の機会を提供することにより、親子関係の修復を図り、本人と家族双方の立ち直りを支援する。

4 補導委託者

松江家庭裁判所

少年法 25 条第 1 項および同条第 2 項第 3 号により、松江家庭裁判所から特定の状況にある少年の補導を、国立三瓶青少年交流の家が委託され実施した事業である。

5 期 日

平成 21 年 11 月 9 日（月）～ 10 日（火）

（他団体との関わりについて配慮が必要な状況が予想されたため利用者の少ない時期で、かつ、家庭裁判所調査官などの参加が可能な平日開催とした。）

6 参加者

- （ 1 ） 募集対象・人数 特定の状況にある少年とその家族・ 6 名程度
- （ 2 ） 参加人数 4 名
- （ 3 ） 参加者分析 少年 2 名、保護者 2 名（父親 1 名、母親 1 名）
（よりきめ細かな活動の支援がしやすい人数であった。）
- （ 4 ） 参加者地域 島根県 4 名

7 参加経費 3,250 円

8 講 師 西田 真哉 氏（トヨタ白川郷自然学校長） （元国立三瓶青少年交流の家所長）

9 事業の内容

(1) 事業の特色

本事業は、家庭裁判所からの委託を受け、試験観察中の青少年とその家族を対象として行う事業である。当事者にとって家庭裁判所の審判を前にした重要な時期に実施する本事業は、青少年が家族や自分を見つめ直す大きな契機になると思われる。家庭裁判所との連携としては、国立三瓶青少年交流の家を補導委託先登録し、家庭裁判所調査官と共に実施にあたっての諸問題を検討のうえ、企画し実施するものである。青少年の非行問題に当事者の家族が真剣に向き合う機会となるよう、実施形態は青少年を含めた親子合宿とする。活動は自然体験プログラムを主体として、それ以外に保護者だけのプログラムも計画し、保護者同士の情報交換の場ももつ。国立公園内にある本施設の立地条件を十分に生かした活動プログラムを通して、今一度親子の絆を深め、立ち直りを支援する周囲の温かい目に気付く機会を提供する。

(2) プログラムデザインと企画のポイント

審判を前にした試験観察中の少年とその保護者を対象とした事業であるために、参加者のプライバシーを保護することが重要である。松江家庭裁判所からの要望もあり、参加者は期間中ニックネームのみで呼び合うこととした。少年たちの非行についても直接少年に関わるスタッフのみで共有し、情報が関係者以外に漏れることがないように細心の注意を払った。

プログラム立案については、講師と打合せを行い決定した。困難を伴うものはさげ、楽しく会話がはずんで親子の絆を自然に深めることができるアクティビティを取り入れた。

(3) 広報のポイント

松江家庭裁判所の委託事業であるため、裁判所が参加者を決定する。

(4) 日程表

11/9 (月)	10:00	10:30	11:30		12:30	15:30	18:30	19:30	21:30	22:00
	受付	日程説明等	オープニングワークショップ	昼食	スナックゴルフ	野外炊飯 (4種類のバイクン グ形式)	入浴	(少年) グループワーク (保護者) ミーティング	就寝準備	就寝

11/10 (火)	7:00	9:00	12:00		13:00	14:30
	起清朝 床掃食	自然体験ゲーム (カモフラージュ、目隠しトレイ ル、親子の記念樹)	昼食	クロージングワー クショップ ふりかえりとわか ちあい	解散	

(5) 運営のポイント

参加者の意欲を持続させるための工夫として、全ての活動を4チーム対抗戦(親子チーム2・調査官チーム1・交流の家職員チーム1)にした。対抗意欲を高めると共に、チーム内のコミュニケーションの「話の種」となるように賞品を用意し、成績発表はクロージングワークショップのときに実施した。また、途中経過をだれもが確認できるように、メイン会場には常時成績表を掲示していた。

宿泊は、セミナーハウス(別棟1団体で使用)とした。つどいへの参加を見合わせたり食事の時間をずらしたりするなど、他団体との接触をできるだけ避けるようにした。

当施設職員に、事業の趣旨や参加者への配慮事項等について伝え共通理解を図った。

(6) 安全管理のポイント

活動プログラムのほとんどが野外での活動だったため、松江家庭裁判所調査官と共に、活動場所の確認や事前調査を行った。

少年たちと行動をともにしたり意識的に声をかけたりすることによって、信頼関係を築くと共に健康状態や心理状態の把握に努めた。

10 アンケートの満足度・主な記述

- ・意識的に、こういうプログラムを作っていく必要がある。
- ・様々な面に気配りいただき、大変感謝しています。
- ・良かった。楽しかった。
- ・運営がスムーズで良かったです。
- ・大変良い事業でした。お世話になりありがとうございました。
- ・目的やねらいに沿って様々なプログラムを提案していただき、そして、細かなところにまで気配りいただき、大変楽しい2日間となりました。ありがとうございました。
- ・自然体験だけでなく、コミュニケーション能力の向上やホスピタリティー等の人材教育を更に充実させて欲しい。

11 成果と今後の課題

<成果>

全ての活動プログラムをチーム対抗戦にしたことにより、必然的に親子で話し合ったり協力したりしなければならない状況を作り出すことができた。そのことにより、自然と親子の会話がはずむきっかけとなり、盛り上がっていったものとする。

参加少年の感想にもあったように、「相手のことを考えて行うので、難しいのと楽しいのがあった。」「ゲームでは、自分が見付けていないものも見付けてくれて、二人で見付けることができた。」「二人でやるとおもしろいし、いつもとは違う話ができた。」などのように、この親子合宿で少年二人が親や他者の存在を強く意識したことは、大変意義深いことである。

講師(ワークショップファシリテーター)には、自然に親子の絆が深まっていくプログラムを提示していただき、今後、この事業を企画していく上での方向性やポイントを示唆していただく

ことができた。

< 課題 >

本事業は、特に配慮を要する事業のため、細部まで入念に打合せをして実施する必要があった。平成22年度以降も継続して実施していくためにも、本所と松江家庭裁判所のこれまで以上の連携や、双方の担当者間での引継ぎをしっかりとしておくことが重要である。

また、アンケートにも記載があるように、参加少年一人ひとりのコミュニケーション能力の向上を図るプログラムも考えていく必要がある。

12 普及計画・普及実績

- ・家庭裁判所と宿泊研修施設が連携して、試験観察中の少年とその家族を対象に自然体験活動を行う親子合宿を、松江家庭裁判所が主体となって他の家庭裁判所に普及できる方法を模索する。
- ・松江少年友の会の便りやしおりに、親子合宿に関する紹介記事の掲載があった。

13 その他

本事業は、親子関係の見直しや修復をねらいとし、松江家庭裁判所と連携して平成21年度で4回目の実施となる。1泊2日という短期間ではあるが、時間の経過とともに親子の絆や関係が深まっていく様子を間近で見ることができ、事業実施後のアンケートや感想文からも、親子にとって充実した2日間であったことが読み取れた。

事前打合せで、親子合宿に関わるスタッフ全員が顔合わせをし、情報を共有して共通理解を図って運営できたことが、重要なポイントだった。また、講師の温かい人柄やワークショップファシリテーターとしての魅力にふれることにより、親子が安心して活動に取り組めたことも大きい。

今後は、両親そろっての参加が可能であれば、さらに効果の上がる事業になると考える。

(担当 重田幸輝)